

平成23年11月18日

白生会クリニック 木造院長 殿

つがる市福祉部福祉課長
(公印省略)

つがる市ひとり親家庭等医療費給付制度に伴う
現物給付の実施について(依頼)

平素は、つがる市児童福祉行政について、格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年12月1日からつがる市ひとり親家庭等医療費給付制度が改正されます。

この医療費給付制度は、児童が医療機関等で受診の際に「保険証」と「受給資格証」を提示することにより、保険適用一部負担金(入院時食事療養分は除く)について、支払が不要となるものです。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、本市事業の趣旨をご理解いただき、下記の公費負担者番号記載の受給資格証を提示した際には、対応方よろしくお願いします。

なお、受給資格証を提示しない場合は、自己負担分を徴収し、領収書を発行していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、医療費につきましては、社会保険診療報酬支払基金青森支部及び青森県国民健康保険団体連合会への請求となります。

記

- 1 実施年月日 平成23年12月1日診療分から
- 2 受給対象者 児童のみ
- 3 公費負担者番号 82020702

問い合わせ先：つがる市福祉部福祉課 児童福祉係
TEL：0173-42-2111(内線233)